

昭島市のサービス類型

資料3

①通所型サービス

通所型サービスは、5時間以上のサービス提供を現行の介護予防通所介護相当とし、半日型(2～5時間未満)について緩和型のサービスに位置づける。

基準	現行の介護予防通所介護相当	緩和サービス（緩和した基準によるサービス）	
サービス種別	現行サービス型	半日型サービス 【通所型サービスA】	住民主体による支援 【通所型サービスB】
サービス内容	通所介護と同様のサービス（5～9時間未満） 生活機能の向上のための機能訓練	半日利用（2～5時間未満） 現行サービス型と同様	サロンなどが想定されるが、現在、昭島市地域福祉活動計画がスタートしたばかりで、平成29年4月に位置付ける予定はない。 サロンが拡充していく中で、平成29年4月以降での位置付けを検討していく。
サービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ■既にサービスを利用しているケースでサービスの利用の継続が必要なケース ■生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース 	<ul style="list-style-type: none"> ■既にサービスを利用しているケースでサービスの利用の継続が必要なケース ■長時間のサービス提供が不要な方に、生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース 	
実施方法	市が事業者を指定	市が事業者を指定	
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	通所介護事業者の従事者	
単価設定の考え方	予防給付と同等の単位数 (月額報酬制)	現行サービスより引き下げ (月額報酬制)	
加算	基本的に、予防給付と同等	基本単価に一律含める	
単価	【月額報酬】 事業対象者・要支援1 1,647単位 要支援2 3,377単位 <ul style="list-style-type: none"> ■チェックリストでの事業対象者については要支援1相当。要支援2相当と判断される場合は、要支援認定を受けることを想定。 	【月額報酬】 （約93.3%） 事業対象者・要支援1 1,537単位 要支援2（週1回利用）1,575単位 要支援2（週2回利用）3,150単位 ※同一建物減算は現行と同様 <ul style="list-style-type: none"> ■現行相当に同じ（同左） 	
地域単価	1単位=10.54円	1単位=10.54円	

通所型サービスの人員、設備等の基準

基準	現行の介護予防通所介護相当	半日型サービス【通所型サービスA】																																					
		(通所介護等との一体型)	(事業対象者特化型)																																				
人員	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>配置用件</td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td>常勤・専従(注1)</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>専従1以上</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>専従1以上</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>～15人 専従1以上 15人超 利用者1人に 専従0.2以上</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>1以上</td> </tr> </table>		配置用件	管理者	常勤・専従(注1)	生活相談員	専従1以上	看護職員	専従1以上	介護職員	～15人 専従1以上 15人超 利用者1人に 専従0.2以上	機能訓練指導員	1以上	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>配置用件</td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td>常勤・専従(注1)</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>専従1以上</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>専従1以上</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>～15人 専従1以上 15人超 利用者1人に 専従0.2以上</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>1以上</td> </tr> </table>		配置用件	管理者	常勤・専従(注1)	生活相談員	専従1以上	看護職員	専従1以上	介護職員	～15人 専従1以上 15人超 利用者1人に 専従0.2以上	機能訓練指導員	1以上	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>配置用件</td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td>常勤・専従(注1)</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事者</td> <td>～15人 専従1以上 15人超 利用者1人に 専従0.1以上</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td></td> </tr> </table>		配置用件	管理者	常勤・専従(注1)	生活相談員		看護職員		従事者	～15人 専従1以上 15人超 利用者1人に 専従0.1以上	機能訓練指導員	
		配置用件																																					
	管理者	常勤・専従(注1)																																					
	生活相談員	専従1以上																																					
	看護職員	専従1以上																																					
	介護職員	～15人 専従1以上 15人超 利用者1人に 専従0.2以上																																					
機能訓練指導員	1以上																																						
	配置用件																																						
管理者	常勤・専従(注1)																																						
生活相談員	専従1以上																																						
看護職員	専従1以上																																						
介護職員	～15人 専従1以上 15人超 利用者1人に 専従0.2以上																																						
機能訓練指導員	1以上																																						
	配置用件																																						
管理者	常勤・専従(注1)																																						
生活相談員																																							
看護職員																																							
従事者	～15人 専従1以上 15人超 利用者1人に 専従0.1以上																																						
機能訓練指導員																																							
(注1) 支障がない場合、当該事務所の他の職務または同一敷地内の他事務所等の職務に従事可能																																							
設備	①食堂・機能訓練室 (3㎡×利用定員以上)	①食堂・機能訓練室 (3㎡×利用定員以上)	①サービス提供に必要な場所 (2.3㎡×利用定員以上)																																				
	②静養室・相談室・事務室	②静養室・相談室・事務室	②相談室・事務室																																				
	③消火設備その他の非常災害に必要な設備	③消火設備その他の非常災害に必要な設備	③消火設備その他の非常災害に必要な設備																																				
	④必要なその他の設備・備品	④必要なその他の設備・備品	④必要なその他の設備・備品																																				
運営	①運営規定等の説明・同意	①運営規定等の説明・同意	①運営規定等の説明・同意																																				
	②提供拒否の禁止	②提供拒否の禁止	②提供拒否の禁止																																				
	③衛生管理	③衛生管理	③衛生管理																																				
	④秘密保持等	④秘密保持等	④秘密保持等																																				
	⑤事故発生時の対応	⑤事故発生時の対応	⑤事故発生時の対応																																				
	⑥廃止・休止の届出と便宜の提供等	⑥廃止・休止の届出と便宜の提供等	⑥廃止・休止の届出と便宜の提供等																																				
	⑦個別サービス計画の作成	⑦個別サービス計画の作成	⑦個別サービス計画の作成																																				
備考	※現行と同じ	※一体で運営する場合は、介護給付の基準を満たす必要がある	※総合事業のみで運営する場合は、人員・設備について緩和あり																																				

通所型サービスの人員、設備等の基準の考え方

1 「通所介護(地域密着型通所介護含む)」 + 「予防通所介護(H30.3月末まで)」 + 「現行の介護予防通所介護相当」で実施する場合

定員	事業対象者も含め合算で設定する。(面積は食堂・機能訓練室で3㎡×利用定員以上を確保する)
人員	合算の定員に合わせ配置する。
指定	平成27年3月31日までに東京都の指定を受けている事業所は、市への指定申請不要。(みなし指定) 平成27年4月1日以降に東京都の指定を受けた事業所については、市への指定申請必要。

2 上記1に該当するサービスと「通所型サービスA」を場所・時間等を区別せず一体的に実施する場合

定員	上記1の定員と同様の考え方。 ・この場合の面積は、現行と同様に食堂・機能訓練室で3㎡×利用定員以上で算定する。
人員	現行と同様、従事者が専従用件を満たしているとみなし、介護給付の基準を満たす。
指定	「通所型サービスA」を実施する事業所は、すべて市への指定申請が必要。

3 「通所型サービスA」を通所介護等と場所・時間・曜日などを区別して実施する場合(パーテーション等で分けることも可)

定員	面積の基準を緩和し、サービス提供に必要な場所で2.3㎡×利用定員以上とし、現行よりも定員を増やすことも可能とする。
人員	生活相談員・看護職員・機能訓練指導員の配置基準を緩和し、介護職員も含め従事者とする。 従事者が15人超の場合は、利用者1人に専従0.1以上とする。
指定	「通所型サービスA」を実施する事業所は、すべて市への指定申請が必要。
設備	サービス提供に必要な場所を2.3㎡×利用定員以上とする。また、静養室について緩和する。 ※運動機器等については、共用として取扱い、通所介護等と通所型サービスAでそれぞれ設置しなくてもよい。